

◎新潟県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 289号
- 3 道路の区域

| 区 間                               | 新旧の別 | 敷 地 の 幅 員         | 延 長       |
|-----------------------------------|------|-------------------|-----------|
| 三条市荻堀字上川原193番35から<br>同市笹岡字一本木5番まで | 新    | 10.6～11.7メートル     | 143.1メートル |
|                                   | 旧    | (A) 10.1～11.4メートル | 143.1メートル |
|                                   |      | (B) 10.6～20.7メートル | 165.0メートル |

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。